

【全体会計 財務書類 注記】

I. 重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

○有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

・取得原価が判明しているもの……………取得原価

・取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円。

○無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

・取得原価が判明しているもの……………取得原価

・取得原価が不明なもの……………再調達原価

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるもの : 会計年度末における市場価格

・出資金のうち、市場価格がないもの : 出資金額

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品等：主に先入先出法による原価法

④有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産） : 定額法

・無形固定資産 : 定額法

⑤引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率を用いて計上。

・賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給
対象期間の割合を乗じた額を計上

・退職給付引当金

期末自己都合要支給額を計上

⑥リース取引の処理方法

- ・ファイナンス・リース取引
　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理
- ・オペレーティング・リース取引
　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

⑦資金収支計算書における資金の範囲

歳計現金としての現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（岐阜市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）

⑧その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ・物品及びソフトウェアの計上基準
　50万円（美術品は300万円）以上のもの
- ・資本的支出と修繕費の区分基準
　50万円未満のものは修繕費として処理

⑨消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

⑩連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として手続きを行っています。

II. 追加情報

□財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象範囲（対象とする会計）

- ・一般会計等
- ・競輪事業特別会計
- ・国民健康保険事業特別会計
- ・介護保険事業特別会計
- ・後期高齢者医療事業特別会計
- ・食肉地方卸売市場事業特別会計
- ・観光事業特別会計
- ・病院事業会計
- ・中央卸売市場事業会計
- ・水道事業会計
- ・下水道事業会計

②出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づく期間

□貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び金額について

- ・範囲：売却予定となっている公共資産
- ・金額：38,662,000 円